⑵　不要財産となった理由
　業務を実施する上で、必要がなくなったと認められたため。
⑶　国庫納付等の方法
　用途　　方法
　敷金返戻金　不要財産の現物による納付
　事務所　　不要財産の現物による納付
　プラザ施設　不要財産の譲渡により生じた現金による納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
　用途　　金額
　プラザ施設　153,000,000円
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額
　用途　　金額
　プラザ施設　318,272円
⑹　国庫納付等の額
　用途　　金額
　敷金返戻金　326,658,766円
　プラザ施設　152,681,728円
⑺　国庫納付等が行われた年月日
　用途　　国庫納付等の年月日
　敷金返戻金　平成24年11月19日
　事務所　　平成24年12月19日
　プラザ施設　平成25年１月25日
⑻　減資額
　用途　　減資額
　敷金返戻金　32,124,660円
　事務所　　589,020,680円
　プラザ施設　940,218,097円

８．金融商品の時価等について
⑴　金融商品の状況に関する事項
　当法人は、一般勘定においては、運営費交付金による短期的な資金の余剰が生じた際には、短期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。また、文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。
　投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。
　開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	70,753,365,162	70,753,365,162	0
②売掛金	204,625,402		
貸倒引当金	△ 73,565		
	204,551,837	204,551,837	0
③長期性預金	2,996,920,285	2,996,722,804	△ 197,481
④投資有価証券	1,319,027,560	1,472,391,000	153,363,440
満期保有目的の債券	1,319,027,560	1,472,391,000	153,363,440
⑤開発委託金回収債権	10,644,257,392		
貸倒引当金	△ 1,074,107,516		
	9,570,149,876	9,520,546,182	△ 49,603,694
⑥未払金	(2,502,918,801)	(2,502,918,801)	0

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示している。
㈱　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
①現金及び預金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
②売掛金
　売掛金については回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
③長期性預金
　長期性預金の時価については、取引金融機関から提示された価格によっている。
④投資有価証券
　投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。
⑤開発委託金回収債権
　開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。
　また、貸倒懸念債権並びに破産更生債権等については担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
⑥未払金
　未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

９．固有の表示科目について
開発委託金
　独立行政法人科学技術振興機構法第18条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権
　新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額

10．行政サービス実施コスト計算書関係
　行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は△1,012,110円である。